

## 議会運営委員会記録

### ○開催日時

平成25年11月18日 午前10時6分～午前11時15分

---

### ○開催場所

第2委員会室

---

### ○出席委員（9人）

委員長	新原 春二	委員	今塩屋 裕一
副委員長	宮里 兼実	委員	中島 由美子
委員	福田 俊一郎	委員	谷津 由尚
委員	永山 伸一	委員	小田原 勇次郎
委員	佃 昌樹		

---

### ○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 瀬尾 和敬

---

### ○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副議長 杉 菌 道 朗

---

### ○その他の議員（1人）

議員 井 上 勝 博

---

### ○説明のための出席者

総務部長	今吉 俊郎		
総務課長	田代 健一	商工観光部長	末永 隆光
文書法制室長	堀ノ内 孝	観光シティ・セールス課長	古川 英利
財政課長	今井 功司		
		建設部長	泊 正人
企画政策部長	永田 一廣		
企画政策課長	上大迫 修	教育部長	中川 清
新エネルギー対策監	向野 陽一郎		
		水道局長	落合 正浩
市民福祉部長	春田 修一		
		議会事務局長	田上 正洋
農政部長	高橋 三丸	議事調査課長	道場 益男
六次産業対策監	小柳津 賢一		

---

### ○事務局職員

事務局長	田上 正洋	管理調査グループ長	鬼塚 雅之
議事調査課長	道場 益男	議事グループ専門員	久米 道秋
課長代理	南 輝雄	議事グループ員	上川 雄之
議事グループ長	瀬戸口 健一		

---

○審査事件等

- 1 今期定例会の会期及び会期日程（案）について
  - 2 今期定例会に付議される議案等について
    - (1) 提出議案等の概要説明
    - (2) 議案等の審議方法について
  - 3 総括質疑並びに一般質問に係る質問時間について
-

△開 会

○委員長（新原春二）これより議会運営委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付してあります審査日程により、審査を進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（新原春二）御異議ございませんので、お手元に配付してあります審査日程により、審査を進めます。

まず、議長から御挨拶をお願いいたします。

○議長（瀬尾和敬）おはようございます。この時期になりますと、一雨ごとに冬の足音がひたひたと聞こえてくるようです。きょうは皆さんの元気な顔を拝見できてうれしく思います。

本日は12月定例会に向けて、大きく6つの項目について皆様方に御審議をいただくことになっております。ひとつどうぞよろしく願いいたします。

---

△今期定例会の会期及び会期日程（案）について

○委員長（新原春二）まず、次期定例会の会期及び会期日程（案）についてを議題といたします。

概要説明を事務局長に求めます。

○事務局長（田上正洋）おはようございます。資料1-1、平成25年第4回市議会定例会会期及び会期日程（案）をごらんください。

まず、会期は、11月27日から12月20日までの24日間です。

会期日程は、11月27日の本会議で所管事務調査報告及び議案説明、翌28日午後3時に質問通告締切。質問予定者数につきましては、資料1-2のとおり、最大で14人となっておりますので、3日間で質問者を割り振ることとし、6日及び9日の本会議で総括質疑並びに一般質問を行い、10日の本会議では総括質疑並びに一般質問。その後、議案等付託。休会中の12日に総務文教委員会と企画経済委員会を、13日に市民福祉委員会と建設水道委員会を開催願ひ、16日は委員会予備日とし、20日の本会議において付託事件等審査結果報告及び一部議案審議を予定してはいかかと考えます。

また、今後の議運の開催予定ですが、中日の議運が12月9日の本会議終了後に、最終日の議運

が12月20日の午前9時から、それぞれ予定されております。

以上です。

○委員長（新原春二）ただいま説明がありましたが、御質疑はありませんか。

○委員（谷津由尚）この会期日程の期間中に、特別委員会に入る可能性はあるのでしょうか。

○議会事務局長（田上正洋）予備日の16日に、まだ決まっておられませんけれども、入ってくる可能性があるということで聞いております。

○委員長（新原春二）ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（新原春二）質疑は尽きたと認めます。それでは、今期定例会の会期及び会期日程（案）については、説明のとおりとすることで御異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（新原春二）異議ありませんので、そのように決定いたしました。

以上で、今期定例会の会期及び会期日程案についての審査を終了いたします。

---

△今期定例会に付議される議案等について

○委員長（新原春二）次に、今期定例会に付議される議案等についてを議題といたします。

一括、事務局長に説明を求めます。

○議会事務局長（田上正洋）資料2-1、付議事件等区分表（案）及び資料2-2、付議事件一覧を併せてごらんください。

まず、委員会の行政視察報告が2件。企画経済委員会及び市民福祉委員会からそれぞれ11月27日の本会議において御報告いただく予定であります。

次に、当局からの報告が2件。報告第19号及び20号は、いずれも公用車による交通事故の損害賠償及び和解に係る専決処分報告であり、11月27日の本会議において、それぞれ報告を受けるものであります。

次に、提出予定議案は、一般議案30件、補正予算議案10件の計40件であります。

議案第139号は、税外収入督促手数料及び延滞金条例の一部改正条例であり、地方税法の一部改正に伴い、税外収入に係る延滞金の割合について、特例措置を講じようとするもの。

議案第140号は、税条例の一部改正条例であ

り、地方税法施行令の一部改正に伴い、個人市民税における公的年金等からの特別徴収制度の見直しのほか、所要の規定整備を図ろうとするもので、以上の2件は12月12日の総務文教委員会に。

次に、議案第141号は、国民健康保険税条例の一部改正条例であり、地方税法施行令等の改正に伴い、上場株式等譲渡所得等に係る課税の特例を定めるほか、所要の規定整備を図ろうとするもので、本議案は12月13日の市民福祉委員会に。

めくっていただき、2ページをごらんください。資料2-2の2ページです。

次に、議案第142号は、財産取得議案であり、情報化に対応した教育環境を整備するため、教育用コンピューター210台及びその周辺機器等を取得しようとするもの。

議案第143号は、郷土館条例の一部改正条例であり、入来郷土館及び下甌郷土館の利用促進及び管理業務簡素化のため、入館料を廃止するほか、所要の規定整備を図ろうとするもの。

議案第144号は、入来麓旧増田家住宅条例の一部改正条例であり、同住宅の管理を指定管理者に行わせるため、所要の規定整備を図ろうとするもの。

議案第145号は、川内歴史資料館、薩摩国分寺跡史跡公園及び横岡古墳公園に係る指定管理者の指定期間が満了することに伴い、引き続き公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社を指定管理者として指定しようとするため、議会の議決を求めるもの。

議案第146号は、市立図書館条例の一部改正条例であり、市立図書館の管理を指定管理者に行わせるため、所要の規定整備を図ろうとするもので、以上の5件は、12月12日の総務文教委員会に。

次に、議案第147号は、定住促進に関する条例の一部改正条例であり、住宅取得等に対する補助制度の補助対象期間が、平成26年3月31日限りで終了するため、3年間の期間延長を行うほか、所要の規定整備を図ろうとするもの。

議案第148号は、ゴールド集落活性化条例の一部改正条例であり、平成26年3月31日限りで失効するゴールド集落活性化条例について、3年間の期間延長を行うとともに所要の規定整備を図ろうとするもの。

3ページをごらんください。

議案第149号は、川内港待合所条例の一部改正条例であり、高速船ターミナルを新たに加えるほか、条例の題名を川内港待合施設条例に改めるなど、所要の規定整備を図ろうとするもので、以上の3件は、12月12日の企画経済委員会に。

次に、議案第150号は、関係法の規定に基づき設置する薩摩川内市新型インフルエンザ等対策本部について、その組織及び運営に関し必要な事項を新たに条例で定めようとするもの。

議案第151号は、後期高齢者医療に関する条例の一部改正条例であり、地方税法の一部改正により、地方税に係る延滞金の割合が見直されることに伴い、これに準じて後期高齢者医療保険料に係る延滞金の割合の特例措置を講じようとするもの。

議案第152号は、介護保険条例の一部改正条例であり、地方税法の一部改正により、地方税に係る延滞金の割合が見直されることに伴い、これに準じて介護保険料に係る延滞金の割合の特例を見直すほか、所要の規定整備を図ろうとするもの。

議案第153号は、ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正条例であり、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定整備を図ろうとするもので、以上の4件は12月13日の市民福祉委員会に。

次に、議案第154号は、東郷町斧淵地内の1路線を新たに市道認定しようとするもの。

議案第155号は、市営住宅条例の一部改正条例であり、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴い、入居できる者の範囲を広げるほか、所要の規定整備を図ろうとするもの。

めくっていただき、4ページをごらんください。

議案第156号は、議案第157号に関連する財産取得議案であり、市内勝目町の土地を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構から、一般住宅用地として取得しようとするもの。

議案第157号は、一般住宅条例の一部改正条例であり、老朽化の著しい1棟4戸を廃止するとともに、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構から譲渡を受け設置する一般住宅4棟158戸について、所要の規定整備を図ろうとするもの。

議案第158号は、市営住宅等に係る指定管理

者の指定期間が満了することに伴い、引き続き、平野商事株式会社を指定管理者として指定しようとするため、議会の議決を求めるもの。

議案第159号は、温泉給湯管理条例の一部改正条例であり、消費税法の一部改正による平成26年4月1日からの消費税の税率改正等に伴い、温泉供給に係る負担金及び温泉使用料金について、所要の規定整備を図ろうとするもの。

議案第160号は、工業用水道事業から給水を受けている企業の撤退により、工業用水道事業の設置等に関する条例を廃止するとともに、所要の規定整備を図ろうとするもの。

議案第161号及び次のページ、5ページの議案第162号は、いずれも消費税法改正に伴う条例改正であります。

議案第161号は、簡易水道事業及び飲料水供給事業条例の、議案第162号は、水道事業給水条例の、それぞれ一部改正条例であり、平成26年4月1日からの消費税の税率改正等に伴い、水道料金及び給水負担金について、所要の規定整備を図ろうとするもの。

議案第163号は、水道事業の設置等に関する条例及び簡易水道事業及び飲料水供給事業条例の一部改正条例であり、小倉簡易水道事業について、運営等の合理化及び安全で安定した水道水供給のため、水道事業に統合しようとするもの。

議案第164号から、次のページ、6ページの議案第168号までは、いずれも消費税法改正に伴う条例改正であります。

議案第164号は、上甌地域戸別合併処理浄化槽条例の、議案第165号は、農業集落排水処理施設条例の、議案第166号は、漁業集落排水処理施設条例の、議案第167号は、公共下水道条例の、議案第168号は、地域下水処理施設条例のそれぞれ一部改正条例であり、平成26年4月1日からの消費税の税率改正等に伴い、各施設の使用料について、所要の規定整備を図ろうとするものであり、以上の15件は、12月13日の建設水道委員会にそれぞれ付託してはとを考えます。

次に、6ページの議案第169号については、平成25年度の一般会計補正予算であり、各常任委員会に分割付託してはと考えます。

また、議案第170号から178号までの9件は、平成25年度の各特別会計補正予算であり、それぞれ記載のとおり、各常任委員会に付託して

はと考えます。

次に、今後、提出予定議案ですが、最終日に任期満了に伴う人事案件5件の提出が予定されているようです。

以上です。

○委員長（新原春二）ただいま事務局長から説明がありましたが、当局から補足説明はありませんか。

○財政課長（今井功司）財政課でございます。今市議会定例会に上程いたします補正予算について御説明いたします。

別冊となっております平成25年度薩摩川内市各会計予算書予算に関する説明書（第3回補正）を御準備ください。

予算書予算に関する説明書のまず179ページをお開きください。

また、本日は併せまして補正予算の資料として第3回補正の概要もお配りしておりますので、併せてごらんいただきたいと思います。

それでは、説明に入ります。179ページでございます。

各会計歳入歳出補正予算額調の表になります。今回の補正は、一般会計と簡易水道事業をはじめ9特別会計の補正となっております。一般会計の補正額は16億2,058万3,000円の増額、補正後の額を529億8,919万5,000円とするものであり、特別会計はごらんのとおりでございます。

まず、特別会計の主な補正の内容について御説明いたします。

特別会計では、温泉給湯事業と国保直診勘定の2会計で、職員異動や業務量増等に伴う職員給与費の調整を行ったほか、簡易水道事業では、消費税納税額確定による減額を、公共下水道事業では、消費税納税額確定による増額を、天辰第一地区、入来温泉場地区の両土地区画整理事業では、補助内示に伴う事業費の減額を、国民健康保険事業では、後期高齢者支援金及び国庫支出金等精算返納金などの増額を、国民健康保険直営診療施設勘定では、医薬品、衛生材料費等の増額を、介護保険事業では、介護給付費準備基金積立金の計上のほか、国庫支出金等精算返納金などの増額を、後期高齢者医療事業では、広域連合への納付金の増額を行っております。

また、公共下水道事業において、浄化センター

長寿命化計画策定事業が、年度内での完了が見込めないため、繰越明許費を設定するとともに、天辰第一地区及び入来温泉場地区の両土地区画整理事業特別会計におきまして、事業費の動きに対応した地方債の補正を行っているところでございます。

では、一般会計につきまして、補正予算の概要を説明いたしますので、181ページの歳出目的別の表をごらんください。

総務費では、財産一般管理費におきまして、今後の財源対策として、財政調整基金積立金を増額したほか、次世代エネルギー推進費において、今後の次世代エネルギー施策の推進を図るため、当基金積立金を増額、また、参議院議員選挙費等において事業費の確定等により不用見込み額を減額しております。

民生費では、児童福祉施設整備費におきまして、県補助金の内示見込みにより、認定こども園の新設に係る経費を増額しているほか、児童手当福祉費及び保育所運営費におきまして、実績見込みにより扶助費を増額しております。

衛生費では、保健衛生一般管理費及び環境総務一般管理費におきまして、職員異動等に伴う給与費の減額調整を行ったほか、地域医療対策費におきまして、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計での医薬品、衛生材料費等の増額に伴う繰出金の増額を、簡易水道事業費においては、消費税納税額確定により繰出金を減額しております。

労働費では、労働者福祉施設管理費におきまして、電気料等の不足見込みにより、指定管理委託料を増額しております。

農林水産業費では、畜産振興育成事業費において、畜産基盤再編総合整備事業等の計画変更に伴い、負担金の増減調整を行い、林業育成事業費におきましては、県補助金の内示を受け、林業事業者が導入する高性能林業機械購入に対する補助経費を計上し、松くい虫駆除費において、被害区域の拡大に伴う駆除経費を増額し、水産振興費において国の離島活性化交付金の内示を受け、甑島地域の水産加工センターの利用増進を図るための経費を計上しております。

商工費では、川内港利活用推進事業費におきまして、中国定期コンテナ航路を開設したことに伴い、かごしま川内貿易振興協会に補助金を増額したほか、コミュニティバス等運行対策費において、

甑島地域の小型バス老朽化に伴う更新に係る経費を計上し、甑島航路事業費におきまして、川内甑島航路開設に伴う川内港高速船待合所の管理経費及び記念式典経費等を増額し、観光誘客事業費におきまして、イベントコンベンション誘致事業等に係る経費を増額しているところであります。

また、観光施設管理費におきまして、旧いこいの村いむた池の温泉源の譲渡に係る給湯管の移設経費を計上しているところであります。

土木費では、道路維持費におきまして、繰越明許費を活用した15カ月執行予算として工事請負費等を増額、一般道路整備事業費において、速やかな対応が必要となった市道路線の測量設計及び改良工事等の経費を増額し、急傾斜地崩壊対策事業費において、県補助金の追加内示により増額したほか、横馬場田崎線整備事業費及び駅前白和線整備事業費において、補助内示により減額し、土地区画整理総務費においては、天辰第一地区及び入来温泉場地区の2土地区画整理事業特別会計の補正に伴い、繰出金を増減調整しております。

消防費では、常備消防施設費において、下甑分駐所の職員待機宿舎の確保に係る経費を計上し、災害予防応急対策費におきましては、現在実施中の原子力災害対策施設整備事業に係る備品等の購入経費を増額しております。

教育費では、事務局管理費におきまして、閉校跡地のプール解体に係る経費を増額し、文化ホール施設設備整備費において、建築基準法施行令等の改正に伴い、川内文化ホールの天井改修の経費を増額し、天辰寺前古墳事業費において、補助内示により事業費を減額しております。

次に、歳入につきまして御説明いたします。180ページの歳入の表をごらんください。

市税では、市民税及び固定資産税において、調定及び収入実績見込みにより増額をしております。地方特例交付金及び地方交付税は、本年度交付額の確定により、それぞれ増額しております。

分担金及び負担金は、歳出に対応した保育所保護者負担金等の増額であり、使用料及び手数料は、収入見込みによる住宅使用料の増額であります。

国庫支出金及び県支出金は、事業費確定や、今回補助内示に伴う増減調整であります。

寄附金では、教育費寄附金において、個人1名の方から5万円の寄附をいただきましたので、予算補正するものであります。

繰入金では、地区コミュニティ活性化事業補助金及び市民活動促進補助金の執行額確定に伴う市民活動支援基金繰入金の減額であります。

諸収入では、分散型エネルギーインフラプロジェクト導入可能性調査に係る受託事業収入のほか、雑入におきまして、松くい虫駆除事業に係る補償金、畜産基盤再編総合整備事業等負担金の増額であります。

市債では、横馬場田崎線整備事業及び駅前白和線整備事業の補助内示を受け、都市計画事業債等を減額調整したほか、臨時財政対策債において、本年度の起債可能額の確定に伴い、借入額を増額しております。

次に、繰越明許費につきまして御説明いたしますので、7ページに戻っていただきまして、7ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正は、今回、補正計いたしました子ども・子育て支援事業計画策定事業、15カ月執行予算の道路維持補修事業、一般道路整備事業など9事業につきまして、年度内の事業完了が見込めないため、翌年度に繰り越して使用することができる経費として追加しようとするものであります。

続きまして、8ページをごらんください。

債務負担行為であります。第3表、債務負担行為補正は、追加が3事業、変更が1事業であり、追加は市営住宅及び川内歴史資料館等の指定管理者の指定管理料及び国民文化祭プレ大会の開催に係る事業につきまして、事業執行の観点から追加するものであり、変更は雇用促進住宅購入整備事業につきまして、当住宅の購入契約に係る協議が整ったことに伴い、期間及び限度額を変更しようとするものであります。

続きまして、地方債について御説明いたします。9ページをお開きください。

第4表地方債補正は、道路整備事業など3事業において限度額を減額し、臨時財政対策債において限度額を増額するものであります。

以上で、今回補正に係ります補正予算の概要説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

○委員長（新原春二）ほかにございませんか。

○商工観光部長（末永隆光）商工観光部でございます。12月補正のうち、観光・シティセールス課所管のいこいの村いむた池温泉給湯管移設事業について、補足説明をさせていただきますので、

補正予算の概要の6ページ中段をごらんください。

いこいの村いむた池の給湯管は、泉源からホテルまでの約2,700メートルを埋設してございますが、うち870メートルについては、これまで8人、12室の民地を無償で借地しておりました。いこいの村の無償譲渡に当たり、12室の民地については、改めて土地所有者から同意書をいただき、譲渡先に引き継ぐ予定でございましたが、途中、土地所有者の死亡により、相続が発生するなど、時間を要しておりました。

さらに、業務を進める中で、この同意書では法的拘束力がなく、今後、相続や売買が発生したときに、第三者に対抗できないことが分かったことや、トラブルとなった場合は、譲渡先から本市に対し、損害賠償請求の可能性も考えられますことから、今回、民地に埋設しております給湯管を全て市道等の公有地に移設しようとするものであります。

補正の額は、給湯管の移設・撤去に係ります設計委託料720万円と、工事請負費4,000万円、計4,720万円であります。

予算要求が後になりましたけれども、将来に禍根を残さないよう、きちんと処理したいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（新原春二）ほかにございませんか。

ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

○委員（永山伸一）次世代エネルギー推進基金事業の関係で、具体的事業を安定的に推進するための基金を積み立てるということで、これまでもそうだったんですが、聞いたことがあったかもしれませんが、このエネルギー推進基金積立金の目標額、どの程度目標を立てて、その目標設定額があれば、それを教えていただきたいということ、具体的事業を安定的に推進するための基金ですので、そういった具体的な事業という部分を、今、示される事業があれば、お示しいただければというふうに思います。

合わせて、3点目が、いろいろ国もこの次世代エネルギーについては、いろんな展開をしていて、対策課のおかげさまで国の事業をほとんどこれまでは利用して、本市も取り組んでいるんですけども、今後、積立金をこうして積み立てていかな

いと、国のそういった補助事業等の推移ですね。そこら辺まで、もしあればお示しいただきたいと思います。

以上です。

**○新エネルギー対策監（向野陽一郎）**今の御質問につきましてお答えをさせていただきます。

目標の設定額につきましては、当初、この基金を設定するに当たりましては、市長からも私からも答弁させていただきましたが、おおむね10億円程度を目標にということで御説明をさせていただいた経緯がございます。したがって、今後の財政状況を見ながら、可能な限り積み上げを進めていきたいというのが現状でございます。

2点目でございますけれども、具体的な事業につきましては、大きく申し上げて、2つ、3つの論点があると思えます。1つは、現在やっている事業の中で、特に市民生活に関わるような事業につきましては、さらに深掘りをしていく必要があるかなというふうに考えておるわけでございます。

それから、産業振興、あるいは都市基盤の整備というような比較的大規模な投資を伴うような事業については、今のところまだ本格的に手をつけておりませんが、今後は産業振興や都市基盤の整備に関わるような事業にもだんだん軸足を移していきたいというふうに考えておるわけでございまして、そのために有効的に経費を活用していきたいというふうに考えております。

3点目、国の補助事業につきましては、私どもも事業の円滑な実施に向けて可能な限り国の補助制度などを活用していきたいという立場は変わってございません。したがって、今後も国の補助制度などはタイムリーに情報収集をして、積極的に活用していきたいというふうに考えているというのが現状でございます。

以上でございます。

**○委員長（新原春二）**ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（新原春二）**質疑は尽きたと認めます。

それでは、今期定例会に付議される議案等の審議方法については、説明のとおり取り扱うことで御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（新原春二）**御異議ございませんので、そのように決定をいたしました。

以上で、今期定例会に付議される議案等につい

での審査を終了いたします。

ここで協議会に切り替えます。

~~~~~

午前10時38分休憩

~~~~~

午前10時44分開議

~~~~~

**○委員長（新原春二）** それでは、ここで本会議に戻します。

△総括質疑並びに一般質問に係る質問時間について

**○委員長（新原春二）** 次に、総括質疑並びに一般質問に係る質問時間についてを議題といたします。

本件につきましては、前回の委員会において、本日協議いただくことになっておりましたので、については県内各市議会の状況も調査をしてありますので、まず、事務局長から説明をさせます。

**○議会事務局長（田上正洋）** 議事調査課長に説明をさせます。

**○議事調査課長（道場益男）** それでは、資料の4-1-1から資料の4-3までの資料4枚を準備いたしております。

まず、資料の4-1-1と資料の4-1-2をごらんいただきたいと思えます。前回までの資料でございますが、本市と鹿屋市、霧島市の3市の比較をした資料を前回までは提出しておりましたけれども、今回、県内19市議会全部の一般質問に関します時間制限の状況等を調べまして、資料といたしました。

4-1-1は、答弁時間は含めずに、質問時間を設定している市の一覧で、全部で9市でございます。

次の資料の4-1-2は、答弁時間を含めて質問時間を設定している市の一覧で10市ございました。

それぞれの主な傾向について説明をいたします。

まず、1枚目の資料の4-1-1では、答弁時間を含まない場合でございますが、通告時間を30分と設定している市が3市と最も多く、次いで40分が2市でございます。本市はその中間の35分ということでございます。

これらの市でございますが、答弁を含めましてお一人につきおおむね1時間程度を要しており、



時々1時間を超える場合もあると回答を得ているところがございます。

また、通告時間が50分、60分となっている市が、4番のいちき串木野市、8番の曾於市、9番の志布志市と3市ございますけれども、これらの市では、質問者数が8名から12名といった形で、他市と比べますと若干少ない傾向にあるようでございます。

答弁時間は質問時間に比例するというところから、下から2つの曾於市、志布志市では、1人につき質問時間の2倍程度、100分から120分程度を要しているものと考えております。

また、いちき串木野市でございますが、右側の備考欄にございますとおり、実際は答弁を含めて60分程度で終了しているということからでございますので、2枚目の表の4-1-2の表で本来分類したほうがよいのではなかったかという印象も持っているところがございます。

また、本市、鹿児島市を除きます、この表の1枚目の表の7市でございますが、会派による代表質問の制度は持ってございません。本市の代表質問は答弁を含まないところで、6人以上の会派が60分、5人以下の会派が40分、鹿児島市の場合では、4人以上の会派が各60分、少数会派については年1回、3月定例会のみの30分となっているようでございます。

2枚目の表の4-1-2でございますが、こちらの表をごらんいただきたいと思います。答弁時間を含めまして60分としている市が9市と圧倒的でございます。70分としている市が1市でございます。こちらの表の市では、質問者数との関連はあまりないようでございます。質問者数が多い場合は、日数で調整という形になるというようなことで理解をしているところがございます。

なお、こちらのグループにおきましては、代表質問を行っている市は鹿屋市のみで、年1回、答弁を含めて100分という時間制限があるようでございます。

この2枚の表からでございますが、県内の状況で見たところ、申し合わせ等の規定の仕方はそれぞれ異なっているわけでございますけれども、個人質問につきましては、大方の市が答弁時間を含めて60分で終了しているのが実態のようございました。

また、資料の3枚目でございます。資料の4-2でございます。前回もこの資料は出しておりますが、前回の資料に9月定例会の分を追加いたしまして、資料といたしました。詳細に本市の状況を分析したものでございますが、傾向につきましては、前回と同様でございます。本市では、代表質問の場合は、答弁時間を含めると1時間から1時間45分程度かかっているようでございます。

また、個人質問の場合は、質問者1人について答弁を含めて1時間程度で終わっているというのが実態となっております。

最後、資料の4-3でございます。これは前回、説明をした資料でございます。参考までに今回も添付した次第でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

**○委員長（新原春二）** ただいま説明がありましたが、これを参考に協議をお願いをしたいと思っております。

なお、本日の協議を踏まえて、会派での協議をお願いしたいと考えておりますので、御意見、質問、よろしく願いいたします。

他市の状況、それから、本市の今までの経過を参考にさせていただいて、きょう協議があれば協議をし、または持ち帰りをしていただいて、12月定例会中にいろいろ協議をし、3月議会に向けての1月段階で最終的な結論を出したいというふうにも思っているところでありますが、ほかに質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（新原春二）** 質疑はないと認めます。

それでは、先ほども申し上げましたが、本日は大体いろいろな資料も含めて各会派で協議をいただきまして、12月定例会中にそれぞれの会派での協議をしていただき、来年1月に開催される委員会において、改めて協議をする予定でありますので、よろしく願いいたします。

以上で、総括質疑並びに一般質問に係る質問時間についてを終わります。

当局の皆さんは退室よろしく願いいたします。ありがとうございました。

[当局職員退室]

**○委員長（新原春二）** ここで協議会に切り替えます。

~~~~~

午前10時52分休憩

~~~~~

午前10時57分開議

~~~~~

○委員長（新原春二）ここで本会議に戻します。

△総合計画の対応について

○委員（永山伸一）急ぎの用件ではないんですけども、先ほど企画政策部のほうから、第2次の総合計画策定に係る動きという形で報告をもらったんですが、総合計画については本市の最高位の計画であるということで、私も代表質問で申し上げたとおりなんですけれども、議会の対応として、前回、第1次の総合計画を立てる際にも、特別委員会を設置して、いろいろ議会は議会で市の総合計画に対して議論した経緯がありますが、今回も3月以降でいいと思うんですが、先ほど質問事項の会派持ち帰りがありましたんで、総合計画に対する特別委員会の議会としての設置の方向性について、それも合わせて会派の中でいろいろ議論をしていただけたらという、これは要望なんですけど、いかがでしょうか。

○委員（小田原勇次郎）今の永山委員の御発言に関連してなんですけど、私も当局にお尋ねしようかどうしようか迷ったんですが、平成26年の9月に第2次総合計画上程の予定ということで、平成27年の3月が第1次の期間終了ということであれば、まだ時間をかけて、例えば12月議会で議決とか、そこら辺りのスパンを広くとった形で審議をされる御予定をとられたほうがいいのではないかなという部分も持っておりますので、すぐ上程、すぐ可決という分ではなくて、永山委員がおっしゃるような、十分に議会サイドとしての議論ができるスタイルをつくっていただければ、非常にありがたいかなというふうに私も御意見申し上げておきます。

○議長（瀬尾和敬）御両人がおっしゃったとおりに、これは大きな問題だと考えています。つきましては、特別委員会を設置するにしても、上程されない限りはできないという事情がありますので、来年3月以降につきましては、常に全員協議会の場を利用しながら、議員の皆さんの意見を反映した形の第2次の総合計画にしようということの内々で考えているところです。

過去の総合計画のときの特別委員会の実施状況

を見ますと、あまり回数をこなしてないということがありましたので、今回は特別委員会に成り代わって、上程されるまでの間に議会の意見が反映されるような、そういう総合計画作成を、できればそういうふうに考えているところです。

以上です。

○委員長（新原春二）ほかに御意見はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（新原春二）今の件については、議会運営委員会の中でも当然協議していきませんが、私も議長のほうに提起はしました。できれば、もう前段で早く委員会をつくったらどうですかというようなこともしたんですけども、議会の運営上、上程をされないと特別委員会は無理じゃないかということになりまして、その間は議員全員協議会でいろいろ議論をしたほうがいいのではないかなというような結論もみているわけで、その日程的なことも含めて、それぞれ今、永山委員のほうから提起されましたように、各会派でもう一回、特別委員会のあり方についても協議をいただいて、次期の委員会等でも含めて、また協議をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（新原春二）特別委員会の設定については、事務局のほうから。

協議会に切り替えます。

~~~~~

午前11時01分休憩

~~~~~

午前11時15分開議

~~~~~

○委員長（新原春二）それでは本会議に切り替えます。

以上のおおりに、この件につきましては、次期委員会でまた検討するというので、各会派の中で御協議願いたいと思います。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

△閉 会

○委員長（新原春二）以上で、議会運営委員会を閉会したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（新原春二）御異議ありませんので、  
以上で議会運営委員会を閉会いたします。  
御苦労さまでした。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会  
委員長 新原 春 二